



鳥取県公報

令和3年1月26日（火）
第9269号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定（32）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	海区漁業調整委員会の事務所の所在地（33）（水産課）・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	星空保全地域の指定予定（環境立県推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	星空保全照明基準の設定予定（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知（森林づくり推進課）・・・・ 4
	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知（Ⅱ）・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	落札者の決定（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

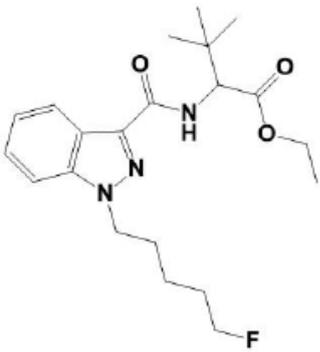
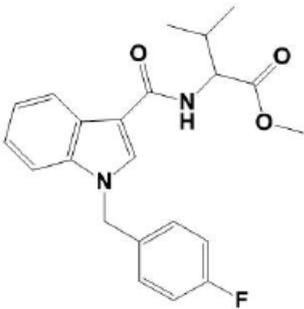
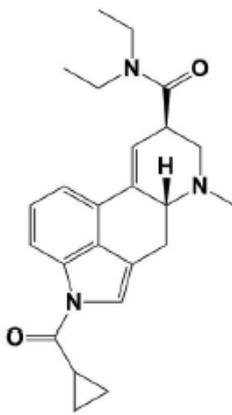
告 示

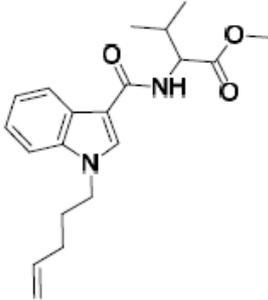
鳥取県告示第32号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
2-知(1)-9	5F-EDMB-P INACA	<p>エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類</p> 
2-知(1)-10	AMB-FUBICA、 MMB-FUBICA	<p>メチル=[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類</p> 
2-知(1)-11	1cP-LSD	<p>(8R)-1-(シクロプロパンカルボニル)-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類</p> 

<p>2-知(1)-12</p>	<p>MMB-022、AMB-4en-PICA、MMB-4en-PICA</p>	<p>メチル=3-メチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類</p> 
------------------	--	--

鳥取県告示第33号

漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第12条第1項の規定に基づき、次のとおり海区漁業調整委員会の事務所の所在地を定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年鳥取県告示第685号（海区漁業調整委員会の事務所の所在地について）は廃止する。

令和3年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取海区漁業調整委員会事務局 鳥取市東町一丁目220（鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）

公 告

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、星空保全地域として指定する予定であるので、同条第3項において準用する同条例第9条第3項の規定により公告し、当該星空保全地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全地域の指定の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全地域の名称
日野町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定しようとする区域
日野町の区域の全部
- 3 星空保全地域の指定の案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）
 - (2) 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局（日野郡日野町根雨140-1）
 - (3) 日野町産業振興課（日野郡日野町根雨101）
 - (4) 日野町黒坂支所（日野郡日野町黒坂1243-1）
- 4 星空保全地域の指定の案の縦覧期間
令和3年1月26日から同年2月9日まで
- 5 意見書の提出場所
鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、星空保全照明基準を定める

予定であるので、同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基準の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称
日野町星空保全地域
- 2 星空保全照明基準の案の概要
屋外照明器具、建築物等を照射する照明器具及び広告物照明器具について、次のとおり基準を定める。
 - (1) 屋外照明器具
ア 照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
イ その他照射の方向について基準を定める。
 - (2) 建築物等を照射する照明器具
ア 必要最小限の箇所に設置して使用すること。
イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。
 - (3) 広告物照明器具
ア 照射の方向について、広告物を外部から照射する場合における要件等を定める。
イ その他輝度について基準を定める。
 - (4) 一時的な催物の演出を目的として特定の対象物（建築物等を除く。）を照射する照明器具
ア 午後10時までの使用とすること。
イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。
- 3 星空保全照明基準の案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）
 - (2) 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局（日野町根雨140-1）
 - (3) 日野町産業振興課（日野町根雨101）
 - (4) 日野町黒坂支所（日野町黒坂1243-1）
- 4 星空保全地域の指定の案の縦覧期間
令和3年1月26日から同年2月9日まで
- 5 意見書の提出場所
鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）橋谷田妙子の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和3年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和2年12月18日付鳥取県告示第653号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字山根字川戸山857
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

西伯郡南部町大木屋字ナメラ谷215の3、伐株字譲葉塚528、上中谷字中ノ谷山310、字栗ノ木田下モ354、字コヤノ下543

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和2年10月23日付農林水産省告示第2064号(保安林の指定施業要件を変更する件)のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 南部町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和3年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札(鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第122条第3項第4号に規定する郵便等(親展と明記したものに限り。以下同じ。))による入札を可とし、当該郵便等による入札を含

む。以下同じ。)により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した金額(以下「入札価格」という。)を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、入札価格に100分の110を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を総支払上限額とする定期点検及び故障修理の単価契約とする。このため、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び建物等の保守管理の電気通信設備管理(運転保守)であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和3年2月5日(金)正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項の登録を受けている者であること。
- (6) 本件調達と同種と同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成27年4月1日から令和3年1月25日までの間にその履行を完了した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当
電話 0857-26-7431
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 業務の仕様に関する担当部局
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271
鳥取県危機管理局危機対策・情報課
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (4) 入札説明書等の交付方法
令和3年1月26日(火)午前11時から同年2月17日(水)正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。た

だし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年1月26日（火）から同年2月17日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日にあつては正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年3月8日（月）から同月15日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等により入札書を提出する場合にあつては、令和3年3月8日（月）午前11時から同月12日（金）午後5時までの間に（1）の場所に提出すること（必着）により入札に参加できる。

イ 開札日時

令和3年3月15日（月）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2）紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

（3）本件入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和3年2月17日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵送等又は持参により4の（1）の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（4）入札者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として総支払上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和3年2月定例会において本件業務に係る予算（以下単に「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : 2021 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set
- (2) February 17, 2021 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 15, 2021 noon : Time-limit for submission of tenders
(March 12, 2021 5:00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact Point for the notice : Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調達件名及び数量	排水ポンプ車 1台
2	契約方式	一般競争入札
3	落札日	令和2年12月17日
4	落札者の名称及び所在地	山陰クボタ水道用材株式会社 島根県松江市平成町182-15
5	落札金額	44,892,280円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6	入札公告日	令和2年11月6日
7	落札方式	最低価格落札方式
8	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220